

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機登録 (所有権)
- ② 手続根拠 : 航空法第3条
- ③ 手続対象者 : 法第4条の要件を満たす者で、法第2条に定められている航空機の所有者
- ④ 提出時期 : 登録を受けていない航空機については登録の申請をしたとき。
新規登録を受けた航空機で、法第5条第4号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、その事由があった日から15日以内。
所有者の変更があったときは、その事由があった日から15日以内。
法第8条に掲げられた場合には、その事由があった日から15日以内。
- ⑤ 提出方法 : 登録申請書を作成し、航空局総務課まで提出。
- ⑥ 手数料 : 登録免許税法により新規、移転登録は自重1トンにつき3万円の登録免許税が必要となる。
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空局のホームページ参照 (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000726.html)
- ⑧ 申請書様式 : 航空局のホームページ参照 (http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000726.html)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる航空局総務課航空機登録担当官にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :
航空局総務課航空機登録担当官
03-5253-8111 (内線48146)
- ② 受付時間 :
午前 9:30~12:00
午後 1:30~5:00
- ③ 相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法第4条、航空機登録令第18条
- ② 標準処理期間 : 受付後7日間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による